

## 法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

### 1．分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	仮設	仮設工事 有      無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有      無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有      無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有      無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有      無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他（                      ）	その他の工事 有      無	手作業 手作業・機械作業の併用

### 2．解体工事に要する費用

なし

### 3．再資源化等をするための施設の名称及び所在地 （特定建設資材廃棄物について記載されていればよい）

別紙のとおり

### 4．特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 （受注者の見積金額）

\_\_\_\_\_ 円(税込)

